

<ニュースリリース>

平成18年5月15日

各 位

会 社 名 大 成 ラ ミ ッ ク 株 式 会 社  
代 表 者 の 代 表 取 締 役 社 長 木 村 登  
役 職 氏 名  
( コード番号 : 4 9 9 4 東 証 第 一 部 )  
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 木 村 義 成  
管 理 本 部 長  
電 話 番 号 0 4 8 0 - 9 7 - 0 2 2 4

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月15日開催の取締役会において、定款の一部変更の承認を求める議案を平成18年6月21日開催予定の第41回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社の公告の方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告によることができない場合の措置を定めるため、現行定款第4条（公告の方法）を変更するものであります。
- (2) 「会社法（平成17年法律第86号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり変更するものであります。

当社の機関の位置づけを明確にするため、変更案第4条（機関）を新設するものであります。

株券を発行する旨を明確にするため、変更案第7条（株券の発行）を新設するものであります。

単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、変更案第9条（単元未満株主についての権利）を新設するものであります。

株主総会参考書類等のインターネットによる開示が可能となるため、変更案第15条（参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであり

ます。

取締役会を機動的に運営するため、書面または電磁的記録により、その承認を行うことができるよう、変更案第 24 条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。

上記のほか、会社法に基づく必要な規定の加除、修正、移行新設など、全般に亘って所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日                      平成 18 年 6 月 21 日

定款変更の効力発生日                                      平成 18 年 6 月 21 日

以 上

## 定款変更の内容

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p>
(商号)	(商号)
<p>第 1 条 当社は、大成ラミック株式会社と称し、 英文では、T a i s e i L a m i c k C o . , L t d . と表示する。</p>	<p>第 1 条  ( 現 行 ど お り )</p>
(目的)	(目的)
<p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p>	<p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p>
<p>1 ) ナイロン、ポリエチレン等のフィルムの加工販売</p>	<p><u>( 1 )</u> ナイロン、ポリエチレン等のフィルムの加工販売</p>
<p>2 ) 紙製容器、その他包装用品の製造販売</p>	<p><u>( 2 )</u> 紙製容器、その他包装用品の製造販売</p>
<p>3 ) 日用食料品、日用雑貨品および飼料等の包装業務</p>	<p><u>( 3 )</u> 日用食料品、日用雑貨品および飼料等の包装業務</p>
<p>4 ) 液体・粘体充填用機械の販売</p>	<p><u>( 4 )</u> 液体・粘体充填用機械の販売</p>
<p>5 ) 不動産管理、賃貸及び仲介業</p>	<p><u>( 5 )</u> 不動産管理、賃貸および仲介業</p>
<p>6 ) 前各号に付帯関連する一切の事業</p>	<p><u>( 6 )</u> 前各号に付帯関連する一切の事業</p>
(本店の所在地)	(本店の所在地)
<p>第 3 条 当社は、本店を埼玉県南埼玉郡白岡町に置く。</p>	<p>第 3 条  ( 現 行 ど お り )</p>
(新設)	(機関)
	<p>第 4 条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p><u>( 1 ) 取締役会</u></p> <p><u>( 2 ) 監査役</u></p> <p><u>( 3 ) 監査役会</u></p> <p><u>( 4 ) 会計監査人</u></p>
(公告の方法)	(公告方法)
<p>第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>第 5 条 <u>当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p>
(発行する株式の総数)	(発行可能株式総数)
<p>第 5 条 当社の発行する株式の総数は、2 , 0 0 0 万株とする。</p>	<p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、2 , 0 0 0 万株とする。</p>
(新設)	(株券の発行)
(自己株式の取得)	<p>第 7 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>
<p>第 6 条 当社は商法第 2 1 1 条ノ 3 第 1 項第 2 号</p>	<p>( 削 除 )</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式数は100株とする。</p> <p>2. 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下単元未満株式という。)に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p>(新設)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第8条 当社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取請求の取扱、その他株式に関する手続及び手数料は取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2. 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3. 当社の株主名簿、実質株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、届出の受理、単元未満株式の買取請求の取扱等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。</p> <p>(新設)</p>	<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>2. 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(削除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料並びに株主の権利行使に際しての手続き等は、法令又は定款のほか取締役会の定める</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第 10 条 <u>当社は、毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</u></p> <p>2. <u>前項のほか、必要あるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集の時期及び開催地)</p> <p>第 11 条 <u>定時株主総会は毎決算期の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要ある場合、随時招集する。</u></p> <p>2. <u>株主総会は、本店所在地、これに隣接する地、東京 23 区又はさいたま市のいずれかにおいて、これを招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第 12 条 <u>株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議の要件)</p> <p>第 13 条 <u>株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってする。</u></p> <p>2. <u>商法第 3 4 3 条第 1 項の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>株式取扱規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集の時期および開催地)</p> <p>第 12 条 <u>当社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p>2. <u>株主総会は、本店所在地、これに隣接する地、東京 23 区またはさいたま市のいずれかにおいて、これを招集する。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第 13 条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第 14 条 <u>株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 15 条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、参考書類、事業報告、計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 16 条 <u>株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>会社法第 3 0 9 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3分の2以上にあたる多数をもってする。 (議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。<u>この場合、株主又は代理人は代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。</u></p>	<p>その議決権の3分の2以上をもって行う。 (議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p>
<p>(新設)</p> <p>(議事録)</p> <p>第15条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役が記名捺印又は電子署名を行う。</p>	<p>2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第16条 当社に取締役9名以内を置く。 (選任)</p> <p>第17条 取締役は株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u> 3. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(削除)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>9名以内とする。</u> (選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>株主総会において選任する。</u> 2. 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>
<p>(任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u> 2. <u>補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</u></p>	<p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第19条 取締役会の決議により、<u>当社を代表すべき取締役若干名を定める。</u> 2. 取締役会の決議により、<u>取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、<u>その決議によって代表取締役を選定する。</u> 2. 取締役会は、<u>その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>
<p>(取締役会)</p> <p>第20条 取締役会は、<u>取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. <u>取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>3. <u>取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規則による。</u></p>	<p>2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第23条 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>2. <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第24条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役会規則)</p>
<p>(報酬)</p>	<p>第25条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p>
<p>第21条 <u>取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p>	<p>(報酬等)</p> <p>第26条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(取締役の責任免除)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p>
<p>第22条 <u>当社は、商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>	<p>第27条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p>
<p>(員数)</p>	<p>(員数)</p>
<p>第23条 <u>当社に監査役4名以内を置く。</u></p>	<p>第28条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p>
<p>(選任)</p>	<p>(選任方法)</p>
<p>第24条 <u>監査役は株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p>	<p>第29条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(任期)</p>	<p>(任期)</p>
<p>第25条 <u>監査役の任期は、就任後4年内の最終の決</u></p>	<p>第30条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了す</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>2. 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第26条 監査役はその互選により常勤監査役若干名を定める。</p> <p>(監査役会)</p> <p>第27条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規則による。</p>	<p>る事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査役会規則)</p> <p>第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>
<p>(報酬)</p> <p>第28条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む)の責任を法令の限度において免除することができる。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>
<p>第6章 計 算</p>	<p>第6章 計 算</p>
<p>(営業年度)</p> <p>第30条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎営業年度末に決算を行う。</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第36条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第37条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p>
<p>(利益配当)</p> <p>第31条 利益配当は、毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対しこれを行う。</p> <p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>( 中間配当 )</p> <p>第 32 条 <u>取締役会の決議により、毎年 9 月 3 0 日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、商法第 2 9 3 条ノ 5 の規定による金銭の分配 ( 中間配当という。 ) を行うことができる。</u></p> <p>( 転換社債の転換の時期 )</p> <p>第 33 条 <u>転換社債の転換により発行された株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金については、転換の請求が 4 月 1 日から 9 月 3 0 日までの間になされたときは 4 月 1 日に、1 0 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの間になされたときは 1 0 月 1 日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。</u></p> <p>( 配当金等の除斥期間 )</p> <p>第 34 条 <u>利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p>	<p>( 中間配当 )</p> <p>第 39 条 <u>当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 3 0 日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>( 削 除 )</p> <p>( 配当金の除斥期間 )</p> <p>第 40 条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p>